

〇タ張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成19年 2月28日

条例第30号

(一般廃棄物処理業の許可)

第16条 市長は、法第7条第1項に定める一般廃棄物の収集、運搬を業として行おうとする者の許可の申請に際して、当該業を行おうとする者が法第7条第5項の各号に適合し、かつ、規則に定める基準に適合していると認めたときでなければ許可してはならない。

2 市長は、法第7条第6項に定める一般廃棄物の処分を業として行おうとする者の許可の申請に際して、当該業を行おうとする者が、法第7条第10項の各号に適合し、かつ、規則に定める基準に適合していると認めたときでなければ許可してはならない。

3 前2項の許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき15,000円の手数料を納入しなければならない。

4 第1項及び第2項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければその効力を失う。

〇タ張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成19年 3月26日

規則第45号

(一般廃棄物処理業の許可の基準等)

第9条 条例第16条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、様式第7号による一般廃棄物処理業（収集、運搬業）許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、様式第8号による一般廃棄物処理業（処分業）許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の許可を受けようとする者の一般廃棄物処理業の許可基準は、次のとおりとする。

(1) 市内に事業所を有する者であること。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(2) 自ら当該事業を実施する者であること。

(3) 当該事業を行うに足る設備、車両、人員、知識、技能及び経理的基礎を有する者であること。

4 市長は、第1項及び第2項の許可に関し、必要な条件を付することができる。

5 市長は、第1項の許可をしたときは、様式第9号による許可証を交付する。

6 市長は、第2項の許可をしたときは、様式第10号による許可証を交付する。

7 市長は、第1項及び第2項の許可を受けた者に対し、一般廃棄物の収集、運搬及び処分その他必要な事項に関する報告を求めることができる。